

○農林水産省令第八十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「なつめ属植物」の
下に「付表第六十三に掲げるものを除く。」を加
え、同表の付表に次のように加える。

六十三 台湾から発送され、他の地域を経由し
ないで輸入されるいんどなつめの生果実であ
つて農林水産大臣が定める基準に適合してい
るもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。